DISCLOSURE2025

令和6年度 ディスクロージャー

栃木信用金庫



地域で一番信頼される金融機関をめざして…



当金庫のシンボルマーク

栃木信用金庫

赤は、地平線より昇る真っ赤な太陽を表し、この太陽は明日に向かうことを意味し、
また血の通い合った人間同士のお付き合いをいつまでも続けたいとの願いを込めております。
両側のとちしんカラーのオレンジは、地域とそこに生活する人々を表し、
地域や人々が暖かな希望に溢れた毎日を送れるようにとの願いが込められております。
中央の白は、栃木信金の頭文字の"T"をイニシャライズしており、
この白が清廉潔白に公正に事業を遂行して行こうとの決意の表明であります。

CONTENTS

2　ごあいさつ
3　経営理念と基本方針
5　業績ハイライト
7　中期経営計画
8　とちしんの取り組み
9　地域社会への貢献
11　商品・サービスのご案内
12　経営管理態勢
15　総代会
16　組織図・あゆみ
17　店舗・ATMのご案内



■資料編等については当金庫ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。



ごあいさつ

平素は栃木信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、令和6年度の「とちしん DISCLOSURE 2025」を発行いたします。

令和6年度はマイナス金利が解除され、「金利のある経済」が復活し、長らく続いたデフレを脱却する変化の年となりました。足元においては、為替相場や株価の急激な変動に見舞われ、政治経済、世界情勢は不確実性が高く、先の見えない状況が続いています。一方で生成ＡＩを中心とするデジタル技術は、飛躍的な進歩を見せ、地域企業にとってもDXの推進が大きな課題の一つともなっています。私たちを取り巻く環境はこの数年で大きく変わり、時代の趨勢や社会情勢を見極めることが一層重要となっています。

このような状況の下、当金庫においては3ヶ年中期経営計画**「お客様サポートプロジェクト」**の最終年度となる令和６年は、常にお客さまに喜ばれる金融サービスの提供を心掛けてまいりました。その結果、地域のお客さまに貢献するための「お客さまの役に立つ行動の実行」の成果が、課題解決や資金繰り支援等を通じて実績として表れて来たものと思っております。

令和7年度より、中期経営計画**「プロジェクト100」**～ひとり100社（人）のファンづくり～をスタートさせました。これは来るべき令和10年の当金庫創立100周年に向けての当金庫の行動指針です。引き続き、お客さまの課題解決や地域の成長に資する支援に注力し、地域の皆さまのために何ができるかを考え、地域の未来のために**「地域で一番信頼される金融機関」**を確固たるものにしていく所存でございます。

今後とも**「 とちしん 」**へ一層の支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 伏木昌人



経営理念と基本方針



経営理念と基本方針

■ 経営理念

一、とちしんは地域の皆様との信頼関係を大切にし 地域社会の発展に貢献します
一、とちしんの職員は人格の向上に努め 積極的で明るい職場形成に努めます
一、とちしんは堅実経営に徹し より強固な経営基盤の構築に努めます



■ 基本方針

地域で一番信頼される金融機関を目指します

■ 当金庫の目指す姿

●お客さまの立場に立ったサービス第一主義の徹底を図ります
●お客さまのご支持・信頼の更なる向上を図るため「**おもてなしの心**」を持ち、
健全・堅実・安全と評価される金融機関を目指します

コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努め金庫の社会的責任を果たします。

倫理綱領

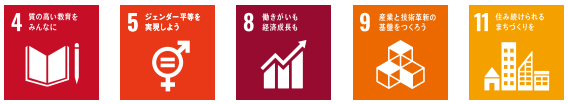
一、私たちは地域の最良のパートナーとして社会的役割を自覚し行動します
一、私たちは法令、規則等を遵守し何事にも明るく積極かつスピーディーに行動します
一、私たちは金庫の社会的信頼と繁栄のため、お客様に明るい笑顔と感謝の心をもって行動します
一、私たちは地域社会の一員として誇りと、信念を持ち高い目標に向かって行動します
一、私たちは金庫人として社会的批判、疑問を持たれることなく健全、公正に行動します

栃木信用金庫SDGs宣言

令和3年1月1日宣言

栃木信用金庫は、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」を金庫経営に反映し、相互扶助の精神に適った地域のお客さまのサポート役、そして最良のパートナーとして、地域の持続的な成長に貢献してまいります。

1. お客さまの未来のために



2. ふるさと、この地域の未来のために



3. 自分自身の未来のために



金庫概要（令和7年3月末）

- 名　　称　栃木信用金庫
- 所 在 地　〒328-0015 栃木県栃木市万町9番28号
- 創　　立　昭和3年6月15日
- 出 資 金　15億47百万円
- 預 金 量　2,776億円
- 貸出金量　1,365億円
- 役職員数　193人
- 店 舗 数　15店舗

役員（令和7年6月末）

理 事 長（代表理事）	伏木　昌人
専務理事（代表理事）	橋本　正義
常務理事	須田　篤志
常務理事	本橋　和幸
常勤理事	臼井　孝英
常勤理事	益子　武志
非常勤理事	澤田　雄二
常勤監事	嶋田　隆夫
非常勤監事	伊沢　正吉

（注1）監事・伊沢正吉は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事であります。
（注2）理事・本橋和幸、澤田雄二は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。

金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、総合口座、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

為替業務

内国為替業務として送金為替、当座振込、代金取立等を取扱っております。

貸出業務

手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越、事業者カードローン、個人向け各種ローン、独立行政法人住宅金融支援機構等各種代理貸付を取扱っております。

附属業務

日本銀行歳入代理店及び地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務、保護預かり及び貸金庫業務、有価証券の貸付、債務の保証、公共債の引受、国債及び証券投資信託の窓口販売、保険業務、スポーツ振興くじの払戻し等の業務を取扱っております。



業績ハイライト

事業の概況

令和6年度は、3ヶ年中期経営計画「お客様サポートプロジェクト」の最終年度にあたり、お客さまの資金繰り支援に注力するとともに、多様化するお客さまのニーズに柔軟にお応えする行動に邁進してまいりました。その結果、貸出金が着実に増加するなど、行動の成果が実績として表れております。

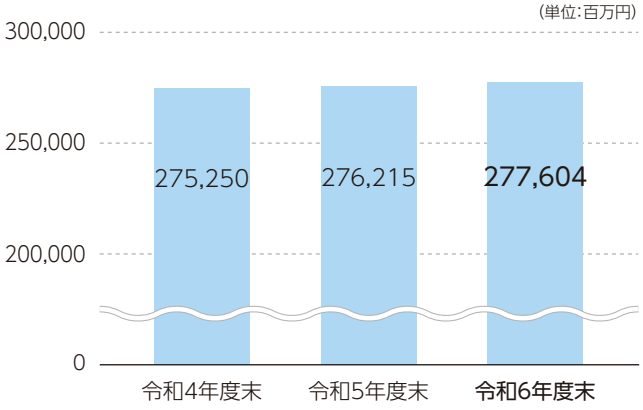
日本経済を取り巻く環境は、人口減少による人出不足が深刻化する中、資源価格の上昇や円安を背景に物価高や賃上げが急速に進展し、金利のある世界が復活するなど、これまでのデフレ環境下から大きな転換点を迎えています。このような中、地域経済を支える地元の小規模事業者や個人のお客さまは、激変する環境変化への対応に多くの課題を抱えています。

そこで、当金庫では、多くのお客さまをサポートすることで「地域で一番信頼される金融機関」になることを目標に、2025年度から創立100周年（2028年6月）に向けた3ヶ年中期経営計画「プロジェクト100」～ひとり100社（人）のファンづくり～を策定しました。

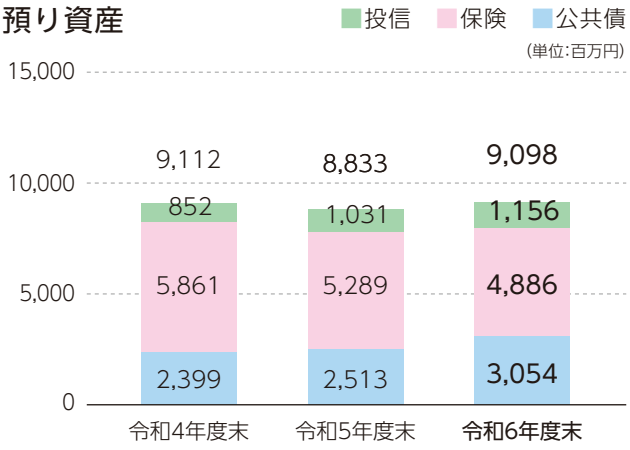
「お客様サポートの実践」「生産性向上の追求」「職員満足度への挑戦」を3つの基本戦略に掲げ、役職員全員で時代の変化に対応しながらさまざまな課題を解決し、“おもてなしの心”を持ってお客さまと地域社会の発展に貢献してまいります。

業績の概況

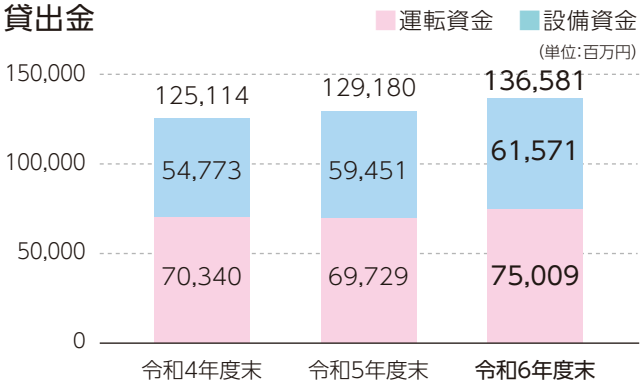
預金積金



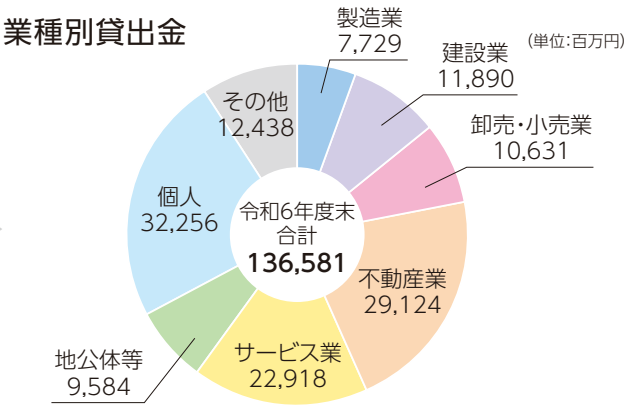
預り資産



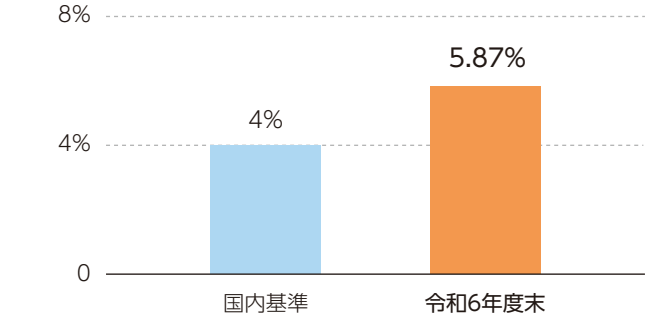
貸出金



業種別貸出金



自己資本比率



収益

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金利息	2,310	2,418
経費	2,146	2,212
コア業務純益	635	680
経常利益	167	212
当期利益	239	266

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 一部の例外を除き、原則として経営者保証を求めないこととしますが、上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証ガイドライン」への取り組み

■新規に無保証で融資した件数	580件
■新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	28.22%
■保証契約を解除した件数	32件



事業再生・経営支援への取り組み

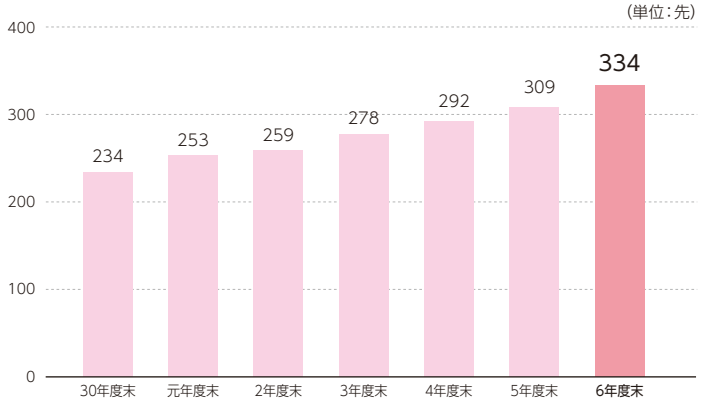
地域中小企業の経営改善支援に取組んでいます

当金庫では、地域経営サポート部を設置し、栃木県中小企業活性化協議会等の外部支援機関や各専門家とのネットワークを活かしながら、地域中小企業の経営改善・事業再生支援に積極的に取組んでいます。

活用事例は、経営改善計画書の策定支援の他、工場の採算性や在庫削減の取組み支援、労務対策、営業支援等の問題解決に向けて対応しています。

事業性評価に基づく取組みにより中小企業者の皆さまの多様化・複雑化する経営課題を解決するためコンサルティング機能の一層の発揮に努め、地域密着型金融の取組みをさらに強化しております。

■外部支援機関活用による経営支援取組先数（累計）



不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

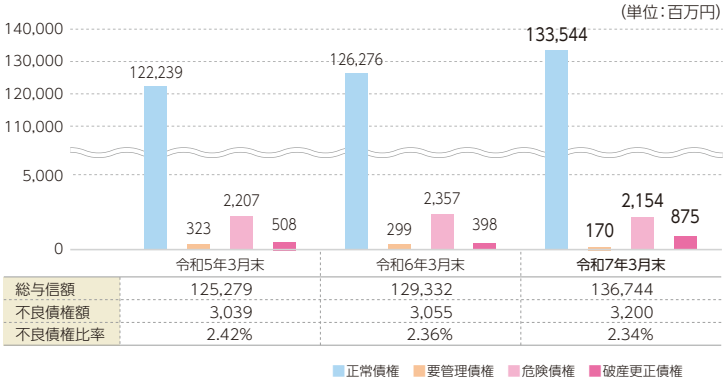
「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づく令和7年3月末の開示債権については、前期末に比べ144百万円増加し、3,200百万円となりました。

総与信額に対する**不良債権比率は、2.34%**と低水準にあります。

また、金融再生法開示債権から担保保証額および貸倒引当金合計額2,480百万円を控除した**実質不良債権額は720百万円、率にして0.52%**となっております。

また、担保保証額を全く考慮しない場合（貸倒引当金のみ控除）でも**不良債権比率は1.77%**となり、必要十分な手当を実施しております。

■不良債権額・比率（金融再生法開示債権）



新中期経営計画〈2025年度～2027年度〉 プロジェクト100 ～ひとり100社(人)のファンづくり～

2025年度より、2028年の創立100周年に向けた3ヶ年中期経営計画「プロジェクト100」をスタートしております。
これまで培ってきた知識やノウハウを多くのお客さまに展開し、事業者や個人の皆さまのサポートに邁進するとともに、業務の効率化により生産性を上げて営業力を創出し、人財育成やワークライフバランスの充実により職員が能力を発揮できる環境を整備することで、多くのお客さまの発展と当金庫の強固な財務基盤の構築、職員の発展を目指してまいります。

多くのお客さまの発展　**強固な財務基盤**　**職員の発展**

基本戦略Ⅰ	基本戦略Ⅱ	基本戦略Ⅲ
“お客様サポート”の実践	“生産性向上”の追求	“職員満足度”への挑戦
•事業者の経営支援 •個人の生活支援 •地域社会への貢献	•営業時間、営業人員の創出 •経費削減、収益性向上 •働き方改革	•働きがい向上 •お客さまへの熱意向上 •生活向上、健康維持

前中期経営計画「お客様サポートプロジェクト」の実績（2022年度～2024年度）

お客さまの役に立つスキル

変化するお客さまの多様なニーズに応えるため、金融業務に必要な証券外務員や銀行業務検定等の各種資格取得に加え、国家資格等の高度な資格取得にもチャレンジし、お客さまをサポートするために必要なスキル、経験の習得に努めております。

■国家資格等の資格取得者数

FP技能士	89人	宅地建物取引士	17人	中小企業診断士	4人	ITパスポート	2人
行政書士	2人	MBA	2人	証券アナリスト	2人		

2025年3月末現在　常勤役職員数193人

経営基盤の確立

「お客様サポートプロジェクト」では、「強固で持続的な経営基盤の確立」を目標に、お客さまのサポートを通じた貸出金利息の増強と経費抑制に取組むことで、本業による収益力の強化を目指してまいりました。その結果、貸出金利息が大きく増加し、金融機関の本業の収益力を示すコア業務純益が計画を大幅に上回るなど、行動の成果が実績として表れております。

		2022年度〈計画1年目〉【実 績】	2023年度〈計画2年目〉【実 績】	2024年度〈計画3年目〉【実 績】
貸出金利息	計　画	2,211	2,250	2,281
	実　績	2,208	2,310	2,418
	計画比	△3	+60	+137
経費	計　画	2,187	2,217	2,179
	実　績	2,179	2,146	2,212
	計画比	△8	△71	+33
コア業務純益	計　画	330	381	439
	実　績	339	635	680
	計画比	+9	+254	+241

とちしんの取り組み

健全な職場環境づくり

持続可能な社会の実現



ワークライフバランスへの取り組み

地域社会づくりに貢献するという企業理念の実現のため地域を担う次世代の育成に協力するとともに、職員の仕事と子育ての両立をサポートし、全職員がゆとりと誇りを持って個々の能力を職務遂行に十分発揮できるよう取り組んでいます。また、一般事業主行動計画を策定し、「くるみん」取得に向けて取り組んでいます。

とちしん健康経営宣言

当金庫は役職員とそのご家族が心身ともに健康であるために健康維持・増進に全力で取組み、健全な職場環境づくりを目指していくことをここに宣言します。

一、ワークライフバランスを促進します。
二、「運動」や「健康づくり」をサポートする環境を整えます。
三、心身の健康をチェックする態勢を整えます。

とちしん働き方データ（令和7年3月末）

■**役職員数**　193名　役員数　7名
職員数　男性：100名　女性：86名

■**平均年齢**　42歳

■**平均勤続年数**　17年（男性：21年4ヵ月　女性：13年3ヵ月）

■**平均有給休暇取得日数**　14日
■**平均有給休暇取得率**　70.9%

■**月平均所定外労働時間**　12時間

■**女性管理職数・比率**　12名・16.6%

■**育児休業取得率**　男性：100%　女性：100%
■**育児休業取得者数・取得数**　対象者　男性：2名　女性：2名
取得者　男性：2名　女性：2名

■**令和6年度永年勤続表彰式**



令和6年7月12日実施
40年：2名　30年：6名　20年：3名　10年：1名

当金庫独自の休暇制度（特別休暇／全職員対象）

■**ファーストバースディ休暇**
子及び孫の満1歳の誕生日当日に限り休暇取得できる制度

■**ウェルネス休暇**
健康面を重視した休暇として年間3日間付与する制度
健康診断・人間ドックでの受診及び再検査受診やワクチン接種、つわり、更年期不調、不妊治療、生理等

健康経営優良法人2024、えるぼし認定企業の取得

特に優良な健康経営を実践している法人として、「**健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）**」の認定を受けました。

また2019年、当金庫は女性活躍に関する取組みの実施状況が認められ、優良企業マーク「**えるぼし認定段階3（最高位）**」を取得しました。なお、県内信用金庫初であり、全国7金庫目の取得となります。



2024
健康経営優良法人
Health and productivity



当金庫は、このほか「とちぎ女性活躍応援団」の登録、「男女生き活き企業認定制度」の認定を受けております。

地域社会への貢献

お取引先への支援＆情報提供活動



経営サポート

海外ビジネス支援パッケージ

海外展開に取組む中小企業・小規模事業者への支援をより一層強化するため、2024年12月に日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、日本貿易保険（略称:NEXI）との連携を開始しました。県内信用金庫では、初めての連携となりました。

パートナーズとちぎ

次世代を担う若手経営者同士の相互研鑽、情報交換会等を通じた会員企業及び地域経済の発展を目的に、平成26年4月に発足。勉強会やビジネスフェアの視察など、さまざまな活動を行っております。

とちしんアグリサポート

日本政策金融公庫とCDS※に関する基本契約を締結し、2024年4月に農業者向けローン「とちしんアグリサポート」を発売しました。

（※）CDS:クレジット・デフォルト・スワップの略。補償手数料を支払うことで信用リスクのみを移転する取引。



栃木県事業承継・引継ぎ支援センター職員との同行訪問

中小企業者との対話を通じ、経営者に対して事業承継に向けた準備のきっかけを供することを目的として、事業承継やM&Aに不安を抱える先に対して栃木県事業承継・引継ぎ支援センター職員との同行訪問を2022年度から実施しています。

2024年度は一般店舗の11店舗で58社に対して同行訪問を実施いたしました。

ものづくり企業展示・商談会

製造業者に技術の展示・商談の機会を提供するため、足利銀行が主催し栃木県内の信用金庫、信用組合、栃木県、栃木県信用保証協会が共催する「ものづくり企業展示・商談会2024」へ参加いたしました。



創業者への相談会開催

2024年度は、創業予定者や創業後間もない事業者を対象とした「創業と借入相談会」を計12回開催いたしました。相談者は創業前後のさまざまな悩みや課題について、栃木県よろず支援拠点のコーディネーターから実情に応じたアドバイスを受け、各々これからの事業の方向性を確認しました。



とちしん経済クラブ

令和6年9月28日（土）「とちしん経済クラブ創立40周年記念講演会」を開催し、約700名のお客さまに参加いただきました。今回は、東国原英夫氏をお招きし、「今求められる地域の活性化について」をテーマに講演いただき、宮崎県知事時代のエピソードや地域の活性化について、地方分権のあり方等話題溢れる講演会となりました。また、未来の子どもたちへの募金活動を行い223,835円を栃木市子ども未来基金へ贈呈いたしました。





とちしん宇都宮経済クラブ

平成27年6月設立。宇都宮市周辺のお客さまから多くの要望があった経済クラブを設立いたしました。ビジネスをはじめ経営や経済情勢などの情報提供の交流の場として、さまざまな活動を行っております。



地域の活性化

地域社会への貢献・CSRへの取組みなど

CSR「企業の社会的責任」と訳され、地域貢献活動や環境への配慮が代表的なものとして挙げられます。共同組織金融機関である信用金庫は地域との密接な関係で成り立っております。当金庫は、地域の皆さまからの期待や社会的要請は非常に大きいものと考え、「社会的責任と課題」についてさまざまな取組みを実施しております。今後もCSRを経営上の重要な課題として捉え、皆さまのご期待にひとつひとつ応えていきたいと考えております。

とちぎ秋まつり

2年毎の開催となる「とちぎ秋まつり」本店班内の「万町2丁目自治会」に参加し「日本武尊」（やまとたけるのみこと）「関羽雲長」（かんううんちょう）の山車を引き蔵の街を練り歩きます。



栃木県郡市町対抗駅伝競走大会（夢ふる とちぎ路駅伝）

栃木県内の郡市町対抗で争われる冬の風物詩の駅伝大会に特別協賛し、多くの職員がボランティアとして参加しています。



各地のイベントに参加

蔵の街サマーフェスタ（栃木市）、ふるさと宮まつり（宇都宮市）など、各地の行事に参加し、地域の皆さまとの交流を深めています。





清掃ボランティア

栃木市の中心部を流れる巴波川の清掃を地域の方と一緒に行っています。

特殊詐欺被害等の未然防止

特殊詐欺被害等の被害を未然に阻止したため、栃木県警より東支店が特殊詐欺抑止対策の功労店舗として感謝状をいただきました。



防犯訓練の実施

令和7年7月栃木警察署のご指導のもと、防犯訓練を実施しました。強盗訓練、カラーボールの投的訓練、特殊詐欺防止訓練を行い、通報や追跡などの連携を確認しました。



栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言

栃木県内の地方公共団体や金融機関、民間団体等32団体とともに「栃木県国税・地方税キャッシュレス納付共同推進宣言」を実施しました。当金庫では関係機関と広く連携・協働しながら、キャッシュレス納付の推進を通じお客さまの利便性向上および社会全体のデジタル化の実現に貢献してまいります。



栃木県警察との情報連携協定締結式

年々深刻化する特殊詐欺等の犯罪に対応するため、当金庫は預金者の詐欺被害拡大を防ぐことを目的として、栃木県警察と情報連携協定を締結いたしました。



献血

6月15日は「信用金庫の日」です。「献血活動」や「募金活動」を行っています。

オフィシャルスポンサーとして栃木のプロスポーツを応援



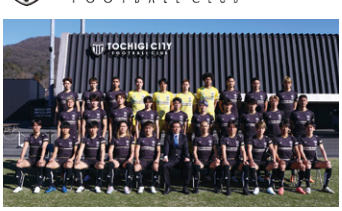
栃木サッカークラブ　©TOCHIGI SC



宇都宮ブレックス



宇都宮ブリッツェン



栃木シティフットボールクラブ

商品・サービスのご案内

誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまのライフステージによる異なる様々なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいります。



資産形成期

〈預金・資産運用商品〉

- 定期預金
- 定期積金
- 個人向け国債（変動10年、固定５年、固定３年）
- 投資信託
- 新NISA
- iDeCo（個人型確定拠出年金）
- 保険商品（生命保険、損害保険）

〈融資商品〉

個人ローン

- とちしん住宅ローン
- とちしんリフォームプラン
- とちしんカーライフプラン
- とちしん教育プラン
- とちしんフリーローン
- しんきんカードローン
- とちしんAlways
- きゃっするフリーローン
- きゃっするカードローン
- シルバーきゃっするカードローン

中小企業向け融資

- 栃木県信用保証協会の各種保証制度
- 県や市・町の各種融資制度

契約までご来店不要
FAX仮審査24時間受付OK!

0120-12-6118
FAXの場合（とちしん住宅ローンを除く）

■詳細は当金庫ホームページをご覧ください

とちしん投信 はこちら

各種ローン商品 はこちら

各種手数料 はこちら

キャンペーン商品



■ とちしん創立100周年
カウントダウン定期積金

2028年6月の創立100周年を迎えるにあたり、2025年10月末までの期間限定で、特別金利の定期積金を発売しました。

セカンドライフ期

■ とちしん年金定期

当金庫で年金をお受取りの方限定の優遇定期預金です。

■ とちしんセカンドライフ定期預金

退職金・相続金専用の特別金利定期預金で安全に有利にお預け入れいただけます。

便利なサービス

リースのご案内

機械設備などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内します。

とちしん投信インターネットサービス

お客さまのパソコンから投資信託のお取引、各種照会ができます。

しんきんの共済制度　日本フルハップ

「安全で快適な職場づくり」「福利厚生の充実」「ケガの補償」すべてのサービスをご利用いただけます。

年金のことなら

「年金の請求はいつ頃どのようにすればいいの？」「働きながら年金はもらえるの？」などお客さまのさまざまな疑問にお答えし、年金受給手続きをサポートいたします。

とちしん年金専用ダイヤル **0120-29-7133**
受付時間〈平日〉9:00～17:00

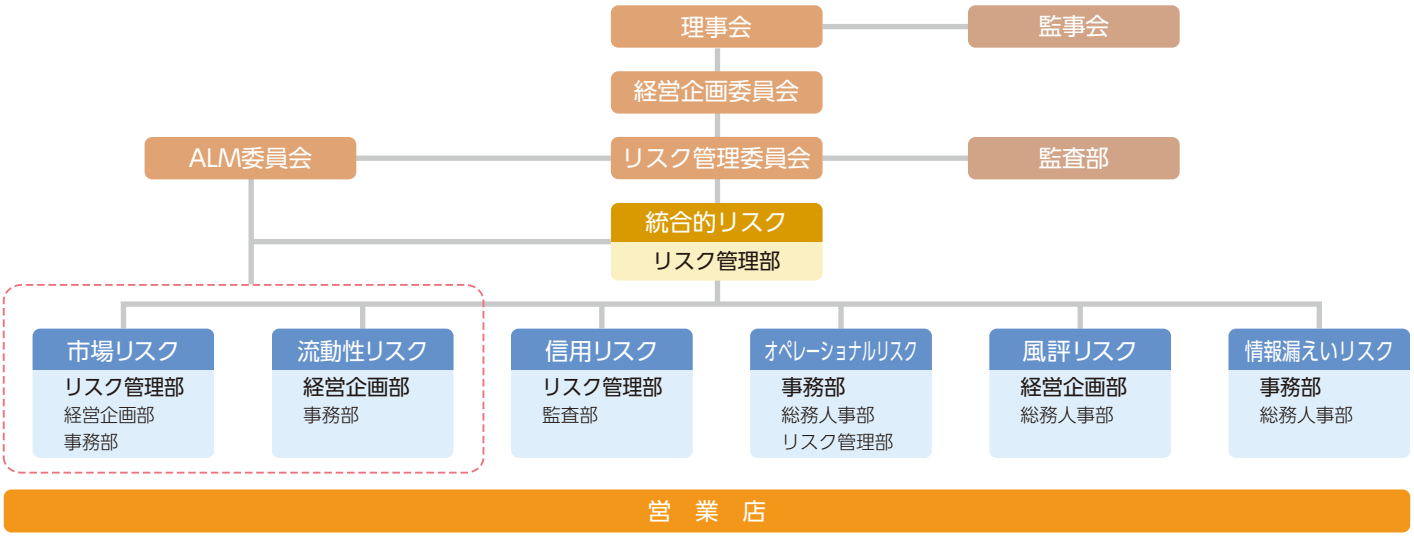
経営管理態勢

堅実経営に徹し、より強固な経営基盤の構築に努めます。法令・規則等を遵守し行動します。

当金庫は、理事会の下、中・長期および直面するさまざまな課題の解決策を協議、検討するための機関として「経営企画委員会」を設置し、経営管理態勢の構築に努めております。

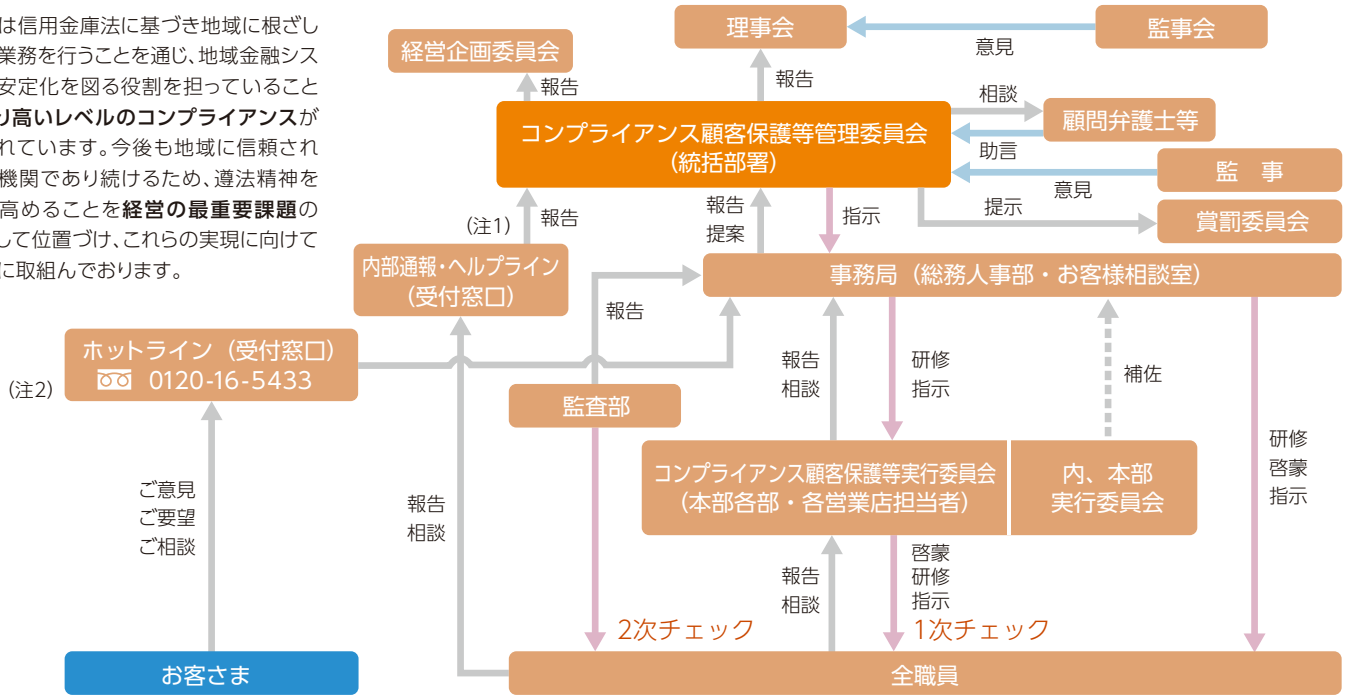
リスク管理態勢

金融自由化の進展に伴い業務分野が拡大する反面、経営が直面するリスクはますます**複雑化・多様化**し、リスク管理態勢の充実が重要な経営課題となっております。
当金庫では、金融情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、経営の健全性維持と適切な収益確保を図るため、**リスク全体を統合的に管理する態勢の整備**を目指し、管理手法の向上とスタッフの充実に取組んでおります。
各業務において発生するさまざまなリスクを、商品・業務・組織を超えて統合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を分析する組織として**「リスク管理委員会」**を設置、リスク情報に基づく業務運営方針の策定、リスク管理態勢の高度化に関する検討を行っております。



コンプライアンス態勢

当金庫は信用金庫法に基づき地域に根ざした金融業務を行うことを通じ、地域金融システムの安定化を図る役割を担っていることから**より高いレベルのコンプライアンス**が求められています。今後も地域に信頼される金融機関であり続けるため、遵法精神を一段と高めることを**経営の最重要課題**の一つとして位置づけ、これらの実現に向けて積極的に取組んでおります。



(注1) 内部通報及びヘルプラインとは、法令違反、規定違反、倫理的に問題がある事項等の不正・問題行為を職員が発見した場合の報告・相談窓口（「ハラスメント相談・苦情」を含む）
相談窓口は、内部通報制度の充実という観点から、本部の担当職員に2名の顧問弁護士を加え職員が気軽に相談できるような受付体制にいたしました。
(注2) ホットラインとは、お客さまからのご意見・ご要望・ご相談に関するお問い合わせ窓口です。

個人情報保護に関する基本方針　～とちしんプライバシーポリシー～

とちしんはお客さまの個人情報を尊重し、その保護に全力を挙げて取組んでおります。（詳細は当金庫ホームページをご覧ください）

反社会的勢力に対する基本方針

私ども栃木信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング等防止への取組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策室（以下、マネロン等対策室という。）を統括部署、マネロン等対策室を統括する担当理事をマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策防止責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

当金庫は経営理念として「地域の皆さまとの信頼関係を大切にし、地域社会の発展に貢献します」を掲げ、全役職員が「おもてなしの心」を持って、ご満足いただけるサービスの提供を心掛けております。

お客さまとより良い関係を構築するため、そして役職員が安心して働くことができる職場環境整備として「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めましたので、お客さまにご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします 。

2. カスタマーハラスメントの定義

「お客さまからのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、役職員の就業環境が害されるおそれがあるもの」と定義します。

3. カスタマーハラスメントの具体例

以下の行為はカスタマーハラスメントに該当すると考えていますが、これらに限られるものではありません。

身体的・精神的な威圧	暴行・傷害・脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言
正当な理由のない過度または不当な要求	契約や規程の範囲を超えた対応（返金・金銭補償・サービス提求）の要求 役職員の解雇等の処罰の要求 合理的理由のない謝罪要求、特別扱いの要求 問合せや要求の過剰な繰り返し 拘束的な行動（不退去・居座り・監禁・不相当な長時間または度重なる電話）
ハラスメント行為・その他の迷惑行為	役職員へのセクシャルハラスメント・差別的な言動 役職員のプライバシーの侵害 SNS等での誹謗中傷

4. カスタマーハラスメントへの対応

(1)当金庫の基本方針・基本姿勢を明確化し、職員等へ周知・啓発を行います。

(2)上記の事案には、毅然とした対応を行います。なお、悪質な場合は警察や弁護士等の外部機関とも協力し、お取引を中止またはお断りさせていただく場合がございます。

以上

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. とちしんは、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係わる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。
 その際、とちしんは、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. とちしんは、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. とちしんは、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係わる勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

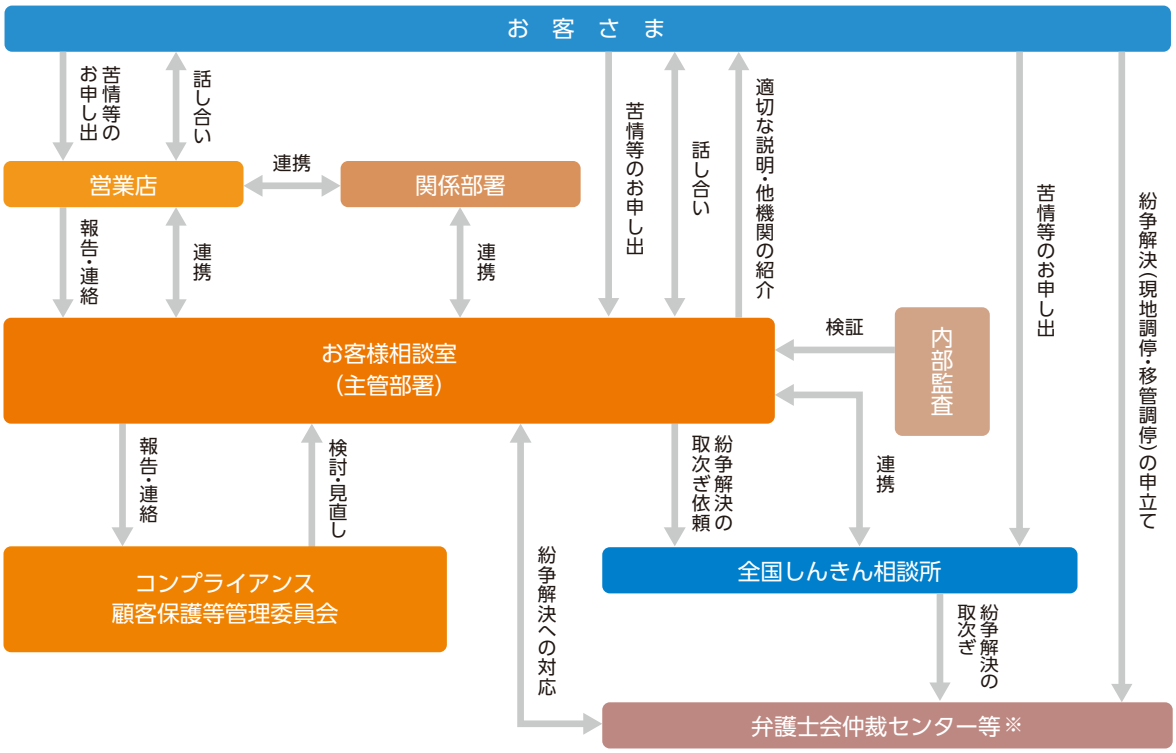
金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規制を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は裏表紙参照)またはお客様相談室にお申し出ください。

苦情等への取組体制



【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時)にお申し出があれば、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

※弁護士会仲裁センター等

全国しんきん相談所

▼

- 東京弁護士会　紛争解決センター
- 第一東京弁護士会　仲裁センター
- 第二東京弁護士会　仲裁センター

▼

- 群馬弁護士会（現地調停）
- 埼玉弁護士会（移管調停）

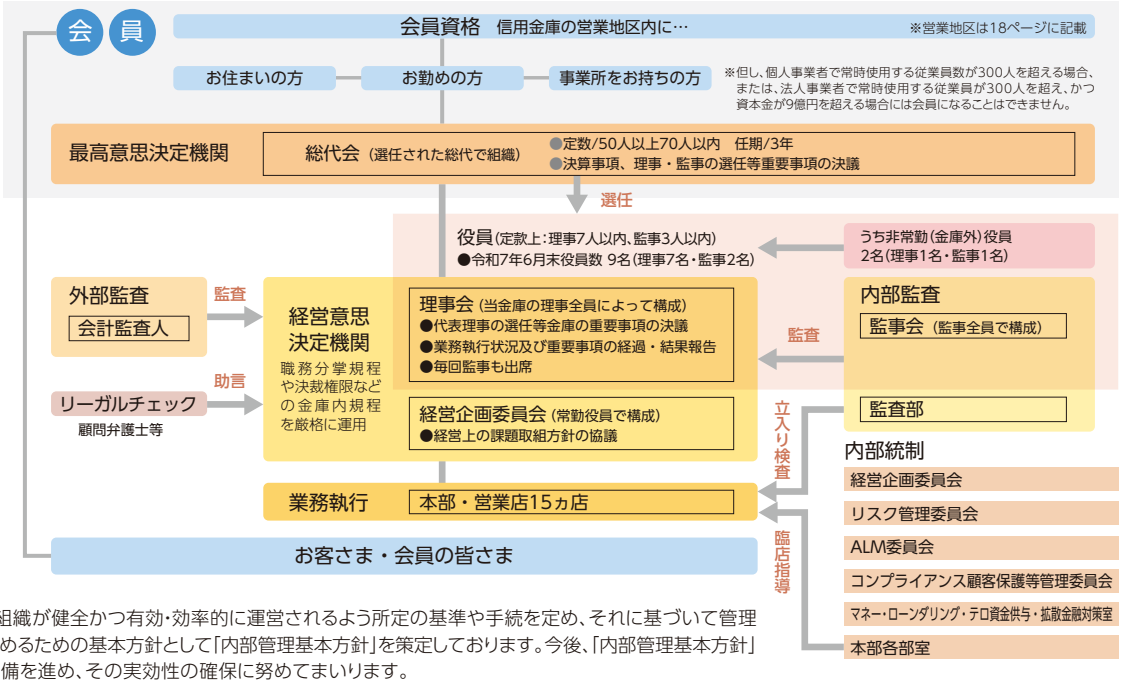
- 全国しんきん相談所　☎03-3517-5825
- 東京弁護士会　☎03-3581-0031
- 第一東京弁護士会　☎03-3595-8588
- 第二東京弁護士会　☎03-3581-2249

お客様相談室　0120-16-5433
【受付時間】平日 9:00～17:00

総代会

会員・総代会制度とコーポレートガバナンス

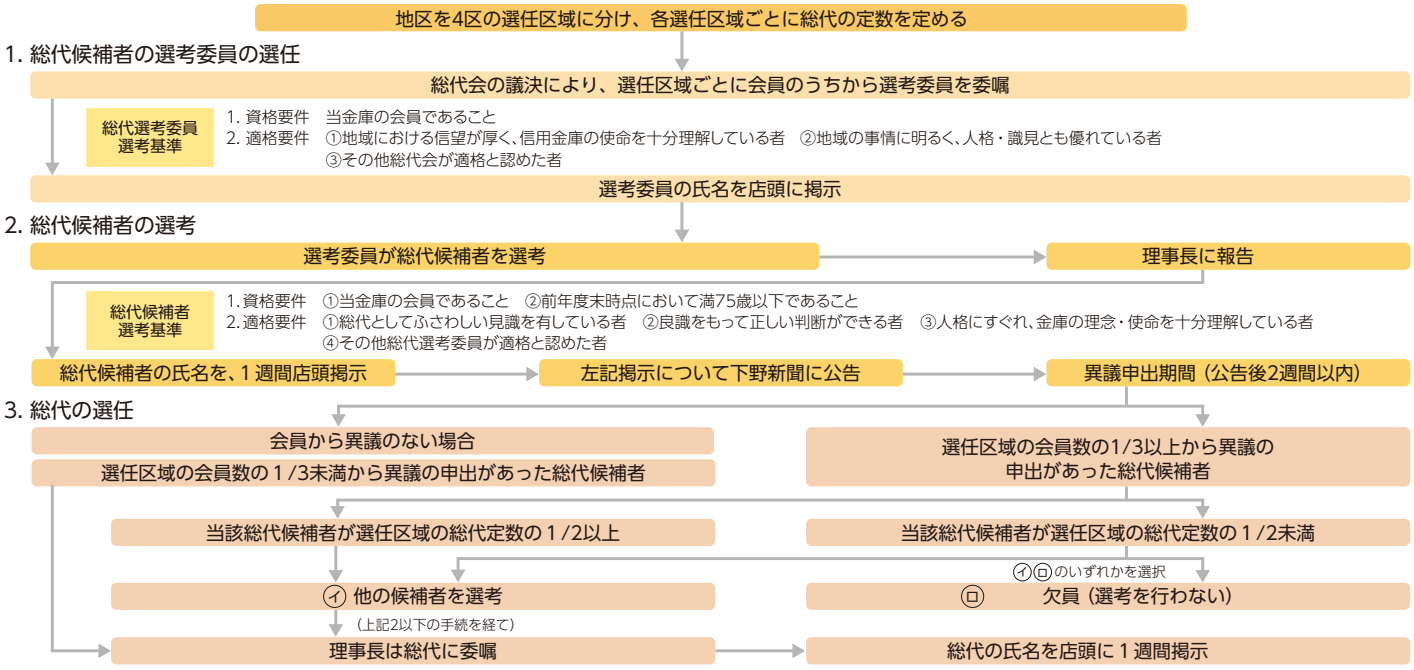
信用金庫の会員には出資口数に関係なく一人一票の議決権が与えられています。
当金庫では、会員一人ひとりの意見が経営に反映されるよう、会員の中から定款の規定に従い総代選考委員を選出し、総代選考委員会において**会員の総意を代表する総代**を地区ごとに選任しております。
当金庫では、会員全員による総会に代えて、この選任された総代で組織される**「総代会制度」**を採用しております。総代会は当金庫の最高意思決定機関です。当金庫の役員は、この総代会で選任されます。



「内部管理基本方針」の策定

ガバナンスの強化という観点から、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう所定の基準や手続を定め、それに基づいて管理する「内部統制システム」の構築を進めるための基本方針として「内部管理基本方針」を策定しております。今後、「内部管理基本方針」に則り、継続的に内部管理体制の整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

総代が選任されるまでの手続き



総代一覧〈69名〉（令和7年6月末）

※各区五十音順、敬称は省略させていただきました。　※（　）内の数字は総代就任回数です。

●第一区15名

会員数 4,273人　会員構成比 26.5%

池添　亮　(8)
植原　和信　(8)
田名網文男　(9)
野田　歩　(8)
針谷　哲也　(3)
福島　鉄典　(6)
松倉　敬士　(8)
落合　清　(8)
瀬山　昌史　(2)
峰岸　正長　(2)
茂呂　暢　(1)
阿部　哲哉　(1)
加藤　正　(6)
大阿久直幸　(3)
関口　佳市　(8)

●第二区21名

会員数　4,509人　会員構成比 27.9%

板倉　政幸　(3)
大阿久岩貴　(2)
大木　洋　(8)
大澤　光司　(8)
河口　達仁　(5)
岸　達也　(1)
小池　雅弘　(5)
小林　雄一　(3)
小又　正和　(8)
五月女善重　(5)
佐山　謙三　(5)
田村　圭　(1)
塚田　和克　(3)
仲田　花絵　(2)
中島喜代典　(5)
平野　和正　(8)
別井　克弘　(1)
松倉　晃子　(2)
松濤　孝佳　(5)
古山　弘子　(1)
森戸　忠広　(5)

●第三区20名

会員数 4,068人　会員構成比 25.2%

青木　栄久　(5)
荒井　学　(8)
石川　尚子　(3)
石嶋　洋　(8)
今泉　知明　(7)
上野　勝弘　(7)
加藤　圭典　(3)
児玉　博利　(5)
小花　伸子　(2)
崎尾　肇　(2)
佐藤としえ　(7)
篠崎　務　(2)
柴田　道夫　(2)
関口快太郎　(6)
関　雅樹　(5)
田村　敬子　(2)
富久田三千代　(1)
野田　和郎　(3)
本澤　崇　(2)
村上　龍也　(6)

●第四区13名

会員数 3,288人　会員構成比 20.4%

青木　貴之　(3)
大山　富栄　(5)
関根　睦子　(1)
増子　浩司　(6)
松本　修一　(1)
秋山　真衣　(1)
茂呂　裕和　(1)
高橋　芳則　(2)
田村　正敏　(8)
岩崎　秀樹　(9)
小野　真　(2)
川島　昭光　(8)
小井沼幹生　(8)

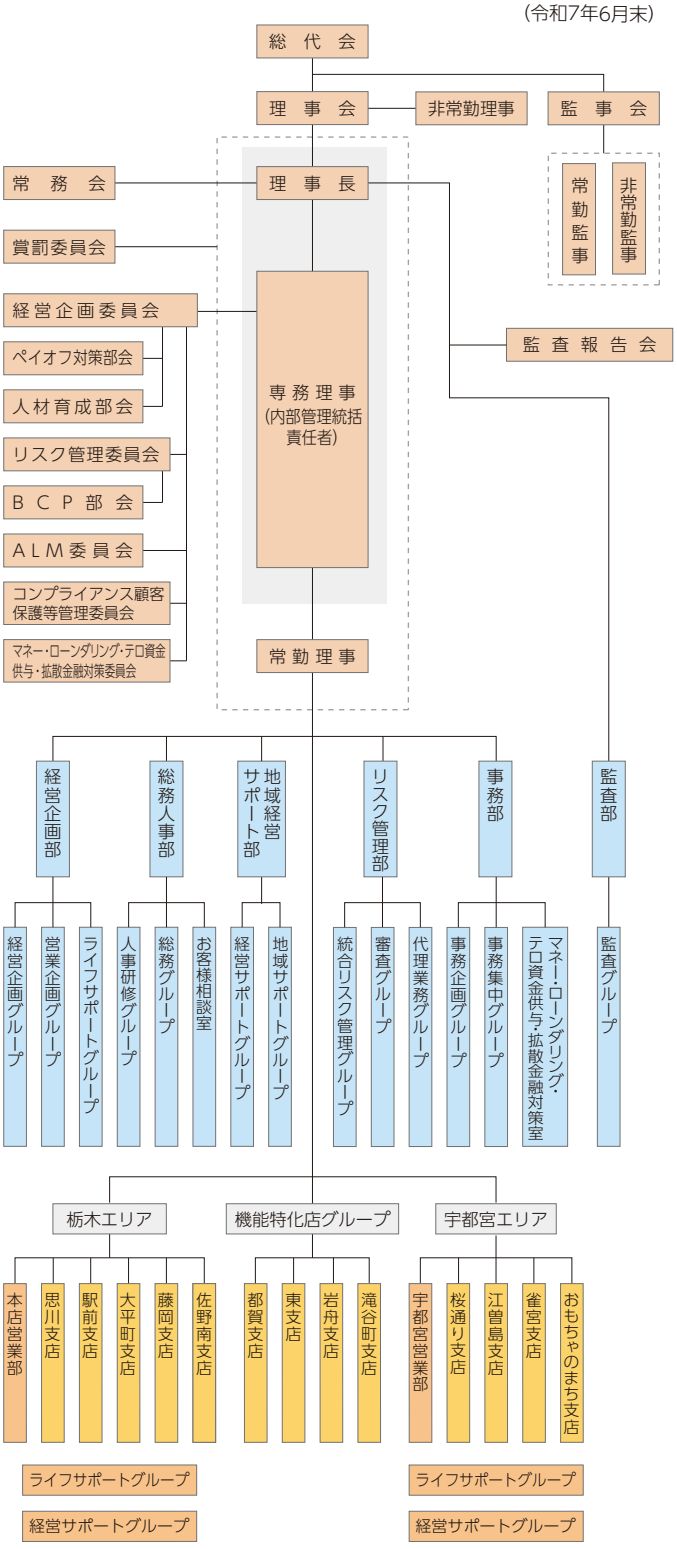
■年代別【合計69人】40代：6人、50代：30人、60代：29人、70代：4人
■業種別【合計69人】製造業：13人、建設業：12人、卸売業・小売業：16人、学術研究、専門・技術サービス業：16人、その他：12人


第76回通常総代会


総代親交会親睦旅行

組織図

（令和7年6月末）





あゆみ

昭和	3年	6月	有限責任栃木信用組合設立（理事長／佐藤章治）
	6年	2月	事務所を栃木町大字栃木372へ移転
	6年	5月	毛塚源蔵理事が理事長に就任
	12年	2月	事務所を新築、栃木町栃木371へ移転
	15年	3月	中島武専務理事が理事長に就任
	18年	8月	市街地信用組合法公布、同法により改組（組合長／中島武）
	24年	4月	中小企業等協同組合法公布、同法により昭和25年4月改組
	27年	5月	信用金庫法公布により栃木信用金庫に改組（理事長／中島武）
	28年	9月	藤岡出張所設置
	37年	2月	梨本茂治専務理事が理事長に就任
	37年	10月	伏木貞治が理事長に就任
	39年	11月	大平町支店開設
	45年	2月	岩舟支店開設
	45年	12月	藤岡出張所を支店へ昇格
	46年	2月	大平町支店店舗新築
	47年	12月	新栃木支店開設
	48年	10月	藤岡支店新築
	51年	3月	思川支店開設
	53年	3月	駅前支店開設
	56年	3月	西支店開設
	57年	4月	都賀支店開設
	57年	5月	大平南支店開設
	58年	5月	伏木貞治理事長が会長に就任
	58年	5月	伏木昌二専務理事が理事長に就任
	59年	3月	おもちゃのまち支店開設
	59年	6月	宇都宮支店開設
	61年	4月	岩舟支店新築移転
	61年	5月	本店営業部ジャスコ栃木店出張所開設
	61年	7月	川原田支店開設
平成	元年	9月	東支店開設
	2年	4月	本店増改築
	4年	3月	城内支店開設
	5年	11月	間々田支店開設
	6年	5月	箱森支店開設
	10年	6月	大平町支店新築移転
	12年	6月	佐野南支店開設
	13年	4月	藤岡支店新築移転
	14年	2月	宇都宮信用金庫より事業の一部譲り受け（7カ店6出張所）
	14年	2月	宇都宮支店を松原支店に名称変更
	14年	8月	壬生支店新築移転
	14年	12月	駅前支店新築移転
	15年	6月	伏木昌二理事長が会長に就任
	15年	6月	伏木昌人専務理事が理事長に就任
	17年	6月	雀宮支店店舗新築
	18年	10月	城内支店を駅前支店に統合
	18年	12月	松原支店を材木町支店に統合、「桜通り支店」と名称変更し新築移転
	19年	3月	桜通り支店材木町出張所開設
	19年	10月	大工町支店を「馬場通り支店」と名称変更し移転
	21年	11月	新栃木支店を本店営業部に統合
	26年	10月	江曽島支店新築移転
	29年	11月	箱森支店を本店営業部に統合
	30年	2月	大平南支店を大平町支店に統合
	30年	5月	川原田支店を本店営業部に統合
	30年	5月	間々田支店を思川支店に統合
令和	2年	2月	馬場通り支店を「支店内支店」として宇都宮営業部に移転
	3年	9月	西支店を駅前支店に統合
	3年	9月	壬生支店をおもちゃのまち支店に統合
	3年	9月	馬場通り支店を宇都宮営業部に統合

店舗・ATMのご案内



本店営業部
栃木市万町9番28号
ATM 2台 AED



駅前支店
栃木市境町21番22号
ATM 3台 全自動貸金庫 AED



東支店
栃木市今泉町2丁目8番33号
ATM 2台 AED



大平町支店
栃木市大平町富田1482番地5
ATM 3台 半自動貸金庫 AED



藤岡支店
栃木市藤岡町藤岡1172番地
ATM 2台 全自動貸金庫 AED



都賀支店
栃木市都賀町家中2332番地9
ATM 1台 AED



岩舟支店
栃木市岩舟町静1156番地1
ATM 2台 AED



思川支店
小山市大字大行寺974番地10
ATM 1台 AED



おもちゃのまち支店
下都賀郡壬生町若草町1番31号
ATM 1台 AED



佐野南支店
佐野市北茂呂町1番地11
ATM 1台 半自動貸金庫 AED



宇都宮営業部
宇都宮市中央1丁目9番4号
ATM 2台 半自動貸金庫 AED



桜通り支店
宇都宮市桜2丁目7番16号
ATM 2台 全自動貸金庫 AED



滝谷町支店
宇都宮市滝谷町13番13号
ATM 2台 AED



江曽島支店
宇都宮市大和1丁目8番24号
ATM 1台 全自動貸金庫 AED



雀宮支店
宇都宮市高砂町1番9号
ATM 2台 全自動貸金庫 AED

営業時間

窓口 平日 9:00～11:30
12:30～15:00
(昼休) 11:30～12:30

ATM

平日 8:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00

AED (自動体外式除細動器)を全店舗設置

栃木市役所出張所
ATM
平日 8:30～19:00
土・日・祝日 10:00～19:00

イオン栃木店出張所
ATM
平日 9:00～21:00
土・日・祝日 9:00～21:00

かましん栃木平柳店出張所
ATM
平日 9:30～21:00
土・日・祝日 9:30～21:00

駅前支店西出張所
ATM
平日 8:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00

営業地区及び店舗 （令和7年6月末現在）

■営業地区

【栃木県】

栃木市、小山市、壬生町、佐野市、宇都宮市、鹿沼市、下野市、
上三川町、真岡市、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町、
さくら市、矢板市、塩谷町、日光市、足利市、野木町

【群馬県】

館林市、板倉町

■店舗

栃木市、小山市、壬生町、
佐野市、宇都宮市

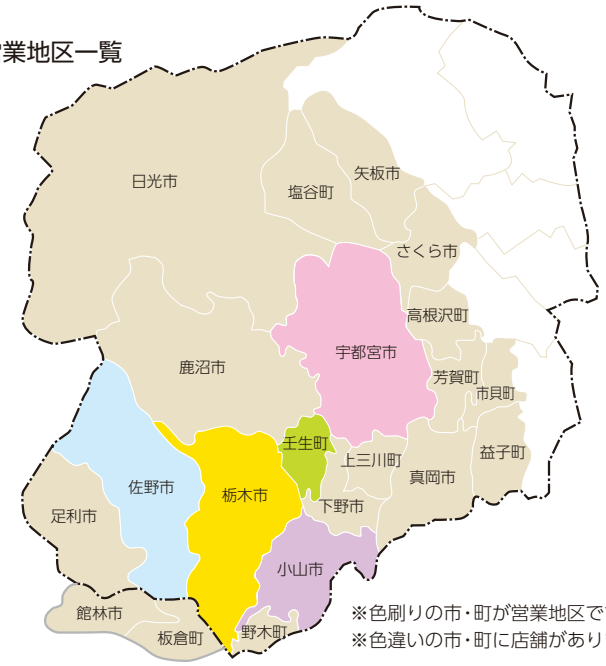


通帳・お届印・キャッシュカード紛失時の連絡先

0120-55-1350　TEL 03-6433-0641

※IP電話等で繋がらない場合

■営業地区一覧



※色刷りの市・町が営業地区です。
※色違いの市・町に店舗があります。

ATM利用手数料

■当庫・他信用金庫のカード　■とちまるネット（※1）

お引出し

平日	8：45～18：00	無料
	その他の時間帯	110円
土曜・日曜・祝日		110円

お預入れ

平日	8：45～18：00	無料
	その他の時間帯	110円
土曜・日曜・祝日		110円

（※1）とちまるネット…下記の金融機関のキャッシュカードが対象。
●足利銀行　●佐野信用金庫　●大田原信用金庫　●烏山信用金庫
●真岡信用組合　●那須信用組合
足利銀行のカードではお預入れできません。
（※2）入金ネット加盟金融機関のみお預入れ可能です。
（※3）一部の金融機関は手数料が異なる場合があります。

■他の金融機関カード（※2）

お引出し

平日	8：45～18：00	110円
	その他の時間帯	220円
土曜	9：00～14：00	110円
	その他の時間帯	220円
日曜・祝日		220円

お預入れ

平日	8：45～18：00	110円
	その他の時間帯	220円
土曜		220円（※3）
日曜・祝日		220円

紙通帳から**通帳アプリ**へ

栃木信用金庫 しんきん通帳アプリ

いつでもどこでも
入出金明細や残高を
スマホで確認

ご利用無料

- 口座番号そのままスマホで簡単登録
- 最大5つまで口座登録ができます
- 最大10年間の取引明細がみられます

しんきん通帳

しんきん通帳アプリを
QRコードでダウンロード

Androidの方はこちら
Google Play で手に入れよう

iPhoneの方はこちら
App Store からダウンロード

＼みんなをつなぐ／

ことら送金

スマホで簡単に完了
送金を、もっとお得にカンタンに



送金の新スタイル

1. 携帯番号だけで簡単におくれる！
2. 今までの銀行振込よりも便利でお得に！
3. 相手のアプリを気にせずにおくれる！

しんきんATMゼロネットサービス

しんきんキャッシュカードは、全国の信用金庫ATMで
平日の手数料が**無料**でご利用できます。

ゼロネットタイム内では手数料無料にて
入出金がご利用可能
サービス時間帯　平日 8:45～18:00

・一部の信用金庫では、土曜日の手数料が無料となる時間帯があります。

セブン銀行　ローソン銀行 LAWSON BANK

24時間営業（平日、土曜日、祝日）

当金庫カードでのセブン銀行、ローソン銀行ATM
ご利用時間及びご利用手数料

お引出し・お預入れ

平日、土曜日、祝日	0:00～24:00	110円
日曜日	8:00～24:00	110円

・セブン銀行ATMのご利用は個人の口座のみです。
・日曜日と祝日が重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。

とちまるネット

個人用キャッシュカードをお持ちの方へ

足利銀行をはじめ、県内7つの提携金融機関のキャッシュカードがATM利用手数料無料でご利用いただけます。

〈ご注意〉・個人の口座のみ
・出金は千円単位



資料編

開示項目一覧

1.金庫の概況及び組織に関する事項
(1)事業の組織 …… (本編p.16)
(2)理事及び監事の氏名及び役職名 …… (本編p.4)
(3)会計監査人の氏名又は名称 …… (p.3)
(4)事務所の名称及び所在地 …… (本編裏表紙)
2.金庫の主要な事業の内容 …… (本編p.4)
3.金庫の主要な事業に関する事項
(1)直近の事業年度における事業の概況 …… (本編p.5)
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
①経常収益 …… (p.6)
②経常利益又は経常損失 …… (p.6)
③当期純利益又は当期純損失 …… (p.6)
④出資総額及び出資総口数 …… (p.6)
⑤純資産額 …… (p.6)
⑥総資産額 …… (p.6)
⑦預金積金残高 …… (p.6)
⑧貸出金残高 …… (p.6)
⑨有価証券残高 …… (p.6)
⑩単体自己資本比率 …… (p.6)
⑪出資に対する配当金 …… (p.6)
⑫職員数 …… (p.6)
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
イ 業務粗利益及び業務粗利益率 …… (p.6)
ロ 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支 …… (p.6)
ハ 業務純益 …… (p.6)
ニ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利鞘 …… (p.6)
ホ 受取利息及び支払利息の増減 …… (p.7)
ヘ 総資産経常利益率 …… (p.7)
ト 総資産当期純利益率 …… (p.7)
②預金に関する指標
イ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高 …… (p.7)
ロ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 …… (p.7)
③貸出金等に関する指標
イ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 …… (p.7)
ロ 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 …… (p.7)
ハ 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額 …… (p.8)
ニ 使途別の貸出金残高 …… (p.8)
ホ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に
占める割合 …… (p.8)
ヘ 預貸率の期末値及び期中平均値 …… (p.9)
④有価証券に関する指標
イ 商品有価証券の種類別の平均残高 …… (p.10)
ロ 有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… (p.10)
ハ 有価証券の種類別の平均残高 …… (p.10)
ニ 預証率の期末値及び期中平均値 …… (p.9)
4.金庫の事業の運営に関する事項
(1)リスク管理の態勢 …… (本編p.12)
(2)法令遵守の体制 …… (本編p.12)
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組の状況 …… (本編p.9～10)
(4)金融ADR制度への対応 …… (本編p.14)
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… (p.2～5)
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
①～④までに掲げるものの合計額
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… (p.9)
②危険債権 …… (p.9)
③三月以上延滞債権(貸出金のみ) …… (p.9)
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ) …… (p.9)
⑤正常債権 …… (p.9)
(3)自己資本の充実の状況 …… (p.13～24)
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
①有価証券 …… (p.10～11)
②金銭の信託 …… (p.11)
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に
掲げる取引 …… (p.11)
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… (p.9)
(6)貸出金償却の額 …… (p.9)
(7)会計監査人による監査 …… (p.3)
6.報酬等に関する事項 …… (p.12)

■本編は当金庫ホームページよりご覧いただけます。



栃木信用金庫

貸借対照表　資産の部

（単位：百万円）

科　　目	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
現金	2,696	2,857
預け金	94,403	89,740
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1	0
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	49,297	47,459
国債	32,004	31,128
地方債	4,066	3,716
短期社債	—	—
社債	2,757	2,537
株式	124	111
その他の証券	10,345	9,964
貸出金	129,180	136,581
割引手形	449	277
手形貸付	9,662	10,823
証書貸付	115,476	122,009
当座貸越	3,592	3,471
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	1,440	1,612
未決済為替貸	77	74
信金中金出資金	991	991
前払費用	—	—
未収収益	202	321
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	169	223
有形固定資産	3,399	3,463
建物	866	866
土地	1,992	2,069
リース資産	268	250
建設仮勘定	—	3
その他の有形固定資産	272	274
無形固定資産	47	49
ソフトウェア	27	31
のれん	—	—
リース資産	6	5
その他の無形固定資産	13	13
前払年金費用	66	60
繰延税金資産	642	632
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	36	53
貸倒引当金	△782	△855
（うち個別貸倒引当金）	△678	△755
その他の引当金	△4	△4
合　　計	280,423	281,652

貸借対照表　負債及び純資産の部

（単位：百万円）

科　　目	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
預金積金	276,215	277,604
当座預金	3,550	3,676
普通預金	172,547	172,458
貯蓄預金	260	235
通知預金	11	8
定期預金	96,324	97,476
定期積金	2,063	1,844
その他の預金	1,456	1,905
譲渡性預金	—	—
借用金	—	—
借入金	—	—
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	667	982
未決済為替借	132	92
未払費用	141	184
給付補填備金	0	0
未払法人税等	6	6
前受収益	52	60
払戻未済金	1	2
払戻未済持分	3	3
職員預り金	0	0
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	282	248
資産除去債務	7	7
その他の負債	39	377
賞与引当金	83	85
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	189	208
偶発損失引当金	51	95
睡眠預金払戻損失引当金	35	39
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	36	53
負債の部合計	277,278	279,070
出資金	1,549	1,547
普通出資金	1,549	1,547
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	3,673	3,924
利益準備金	682	706
その他利益剰余金	2,990	3,218
特別積立金	2,719	2,919
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	271	299
処分未済持分	△0	△0
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	5,222	5,471
その他有価証券評価差額金	△2,078	△2,889
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△2,078	△2,889
純資産の部合計	3,144	2,582
合　　計	280,423	281,652

損益計算書

（単位：百万円）

科目＼期別	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
経常収益	3,339	3,505
資金運用収益	2,911	3,184
貸出金利息	2,310	2,418
預け金利息	136	267
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	435	469
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	29	29
役務取引等収益	260	281
受入為替手数料	106	107
その他の役務収益	154	173
その他業務収益	43	20
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	43	20
その他経常収益	124	19
貸倒引当金戻入益	15	—
償却債権取立益	1	3
株式等売却益	97	0
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	9	16
経常費用	3,171	3,293
資金調達費用	28	167
預金利息	28	166
給付補填備金繰入額	0	0
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	0	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	421	444
支払為替手数料	42	42
その他の役務費用	378	402
その他業務費用	475	251
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	475	250
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	0	0
経費	2,146	2,212
人件費	1,397	1,450
物件費	672	686
税金	76	75
その他経常費用	99	218
貸倒引当金繰入額	—	74
貸出金償却	2	1
株式等売却損	0	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	10	11
その他の経常費用	86	130
経常利益	167	212
特別利益	5	105
固定資産処分益	5	18
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	87
特別損失	25	36
固定資産処分損	7	22
減損損失	—	13
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	17	—
税引前当期純利益	147	282
法人税、住民税及び事業税	6	6
法人税等調整額	△98	9
法人税等合計	△91	15
当期純利益	239	266
繰越金（当期首残高）	32	32
……積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	271	299

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目＼期別	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当期末処分剰余金	271,629,891	299,067,072
（△は当期未処理損失金）		
繰越金	32,103,342	32,135,532
当期純利益（△は当期純損失）	239,526,549	266,931,540
積立金取崩額	–	–
特別積立金取崩額	–	–
剰余金処分額	239,494,359	266,471,788
利益準備金	24,000,000	27,000,000
普通出資に対する配当金	15,494,359	15,471,788
	（年1.0%）	（年1.0%）
優先出資に対する配当金	–	–
事業の利用分量に対する配当金	–	–
特別積立金	200,000,000	224,000,000
繰越金（当期末残高）	32,135,532	32,595,284

会計監査人による監査

2024年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、栃木監査法人の監査を受けております。

確認書

確　認　書

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月25日

栃木信用金庫

理事長　伏木　昌人

第76回通常総代会の決議内容

令和7年6月25日開催の第76回通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、全て原案のとおり承認可決されております。

記

〈報告事項〉　第98期（令和6年4月1日から令和7年3月31日）
業務報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書の内容報告の件

〈決議事項〉

第1号議案　第98期（令和6年4月1日から令和7年3月31日）剰余金処分計算書案の承認の件

第2号議案　理事選任の件

第3号議案　退任理事への退職慰労金贈呈の件

第4号議案　破綻先等債務者会員の除名の件

第5号議案　所在不明会員の除名の件

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建　物　10年～47年
 その他　3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,442百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金及び前払年金費用は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
10. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
 令和6年3月31日現在　0.1884%
 ③補足説明
 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 【貸倒引当金】　855百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 【繰延税金資産】　632百万円
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額17百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額3,480百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	875百万円
危険債権額	2,154百万円
三月以上延滞債権額	−百万円
貸出条件緩和債権額	170百万円
合計額	3,200百万円

 破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更正債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は277百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	300百万円
	預け金	10,007百万円

22. 出資1口当たりの純資産額83円44銭
23. 金融商品の状況に関する事項
 (1)金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 (2)金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
 (3)金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫は、信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、個社別与信管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほかリスク管理部により行われ、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 ②市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALM委員会規程及び市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等を定めており、ALM委員会での議論の結果を踏まえ、リスク管理委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。
 (ii)為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、感応度分析や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 (iii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会や常務会の監督の下、ALM委員会規程及び市場リスク管理規程に従い行われております。
 このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 これら市場運用商品の多くは純投資目的で保有しているものであり、時価情報や信用情報をモニタリングし、ALM委員会及びリスク管理委員会、理事会において定期的に報告されております。
 (iv)市場リスクに係る定量的情報
 当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託及び、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。
 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,240百万円です。
 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 ③資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
24. 金融商品の時価等に関する事項
 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金（*1）	89,740	89,706	△34
(2)有価証券	47,371	43,452	△3,918
売買目的有価証券	―	―	―
満期保有目的の債券	27,959	24,040	△3,918
その他有価証券（*4）	19,412	19,412	―
(3)貸出金（*1）	136,581		
貸倒引当金(*2)	△855		
	135,725	138,209	2,484
金融資産計	272,837	271,368	△1,468
(1)預金積金（*1）	277,604	277,260	△344
(2)借用金（*1）	―	―	―
金融負債計	277,604	277,260	△344
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
デリバティブ取引計	―	―	―

(*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しております。

(*4)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は市場金利で割り引いた現在価値を時価に変わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②　①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2)借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	82
信金中金出資金	991
その他の証券	6
合　計	1,079

(*1)上記の非上場株式及び信金中金出資金、その他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	10,007	―	3,000	―
有価証券	834	2,887	3,108	37,569
満期保有目的の債券	―	200	500	27,259
その他有価証券のうち満期があるもの	834	2,687	2,608	10,310
貸出金	24,904	43,533	27,722	35,673
合　計	35,746	46,420	33,831	73,243

※期間の定めがないもの等は含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	89,087	9,380	15	300
借用金	―	―	―	―
合　計	89,087	9,380	15	300

※要求払預金など期間の定めがないもの等は含めておりません。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	100	102	2
	小　計	100	102	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	24,559	21,096	△3,462
	地方債	200	191	△8
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	3,099	2,650	△448
	小　計	27,859	23,938	△3,920
合　計		27,959	24,040	△3,918

その他有価証券

(単位：百万円)

	種　類	貸借対照表計上額	償却原価	差　額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	9	9	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	9	9	0
	その他	577	538	39
	小　計	586	547	39
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	株式	29	36	△7
	債券	12,614	14,773	△2,158
	国債	6,568	8,133	△1,564
	地方債	3,516	3,937	△420
	短期社債	―	―	―
	社債	2,528	2,702	△173
	その他	6,181	6,945	△763
	小　計	18,825	21,754	△2,929
合　計		19,412	22,302	△2,889

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	0	0	―
債券	243	―	55
国債	243	―	55
地方債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社債	―	―	―
その他	343	―	194
合　計	586	0	250

28. 減損処理を行った有価証券（市場価格の無い株式等及び組合出資金を除く）

該当ございません。

29. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

30. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

31. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ございません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は12,756百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,644百万円あります。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
税務上の繰越欠損金	965百万円	前払年金費用	16百万円
貸倒引当金	943百万円	繰延税金負債合計	16百万円
役員退職慰労引当金	59百万円	繰延税金資産（負債）の純額	632百万円
賞与引当金	23百万円		
減価償却費	15百万円		
偶発損失引当金	27百万円		
睡眠預金引当金	11百万円		
その他有価証券評価差額金	819百万円		
その他	40百万円		
繰延税金資産小計	2,905百万円		
評価性引当額	△2,256百万円		
繰延税金資産合計	649百万円		

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は13百万円増加し、法人税等調整額は13百万円減少しております。

34. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	−百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	16百万円

以上

損益計算書の注記

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口あたり当期純利益8円61銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、ほかの収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、298百万円であります。

4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

区分	地域	種類	減損損失	うち土地	うち建物等
営業用店舗	小山市	土地及び建物等	13	6	6

(1)減損損失を認識するに至った経緯

使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたことから、回収可能価額まで減額しております。

(2)回収可能価額の算定方法

土地については売却価額、建物等については備忘価額として算定しております。

5. その他の特別利益は、公共事業に伴う土地収用による「受取補償金」であります。

以上

直近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,275	3,082	3,820	3,339	3,505
経常利益（△は経常損失）	412	160	△14	167	212
当期純利益（△は当期純損失）	339	118	177	239	266
出資総額	1,555	1,553	1,551	1,549	1,547
出資総口数	31百万口	31百万口	31百万口	30百万口	30百万口
純資産額	4,109	3,820	2,761	3,144	2,582
総資産額	285,260	285,092	279,990	280,423	281,652
預金積金残高	278,361	278,793	275,250	276,215	277,604
貸出金残高	119,866	122,274	125,114	129,180	136,581
有価証券残高	44,551	41,530	45,956	49,297	47,459
単体自己資本比率	5.67%	5.61%	5.60%	5.72%	5.87%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	0.49円	0.49円	0.50円	0.49円	0.49円
役員数	9人	8人	8人	9人	9人
うち常勤役員数	7人	6人	6人	7人	7人
職員数	198人	199人	204人	195人	186人
会員数	17,159人	16,846人	16,575人	16,296人	16,190人

業務粗利益及び業務粗利益率

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,882	3,017
資金運用収益	2,911	3,184
資金調達費用	28	167
役務取引等収支	△160	△163
役務取引等収益	260	281
役務取引等費用	421	444
その他業務収支	△432	△230
その他業務収益	43	20
その他業務費用	475	251
業務粗利益	2,288	2,623
業務粗利益率	0.80%	0.92%

（注）1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（令和5年度−百万円、令和6年度−百万円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
業務純益	160	433
実質業務純益	160	429
コア業務純益	635	680
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	631	680

（注）1. 業務純益＝業務収益−（業務費用−金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益−国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

	平均残高		利　息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	283,979	283,425	2,911	3,184	1.02	1.12
うち貸出金	126,416	133,248	2,310	2,418	1.82	1.81
うち預け金	105,866	98,185	136	267	0.12	0.27
うち有価証券	50,510	50,809	435	469	0.86	0.92
資金調達勘定	284,692	284,440	28	167	0.01	0.05
うち預金積金	284,589	284,440	28	167	0.01	0.05
うち借用金	102	—	0	—	0.35	—

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度159百万円、令和6年度159百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和5年度−百万円、令和6年度−百万円）及び利息（令和5年度−百万円、令和6年度−百万円）をそれぞれ控除して表示しております。

受取・支払い利息の増減

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△21	292	270	△6	279	273
うち貸出金	73	28	102	123	△15	108
うち預け金	△20	40	19	△20	151	130
うち有価証券	82	66	148	2	31	33
支払利息	△0	△3	△3	△0	138	138
うち預金積金	△0	△0	△0	△0	138	138
うち借用金	△3	0	△3	―	△0	△0

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。

利鞘

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.02	1.12
資金調達原価率	0.75	0.83
総資金利鞘	0.27	0.29

(注)預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.05	0.07
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.08	0.09

(注)総資産経常(当期)利益率(又は損失率)＝
経常(当期)利益(又は損失)／総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	183,432	184,623
うち有利息預金	148,591	150,192
定期性預金	100,271	98,904
うち固定金利定期預金	98,085	96,886
うち変動金利定期預金	17	37
その他	885	912
計	284,589	284,440
譲渡性預金	―	―
合　　計	284,589	284,440

(注)1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	96,324	97,476
固定金利定期預金	96,306	97,435
変動金利定期預金	17	40
その他	―	―

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	10,673	10,222
証書貸付	112,153	119,733
当座貸越	3,189	2,976
割引手形	400	315
合　　計	126,416	133,248

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金	129,180	136,581
うち変動金利	62,435	68,295
うち固定金利	66,744	68,457

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	799	750
有価証券	5	1
動　産	6	5
不動産	27,844	29,501
その他	—	—
計	28,654	30,258
信用保証協会・信用保険	38,459	41,025
保　証	14,981	14,371
信　用	47,085	50,924
合　計	129,180	136,581

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	3	3
有価証券	—	—
動　産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	3	3
信用保証協会・信用保険	—	—
保　証	21	17
信　用	11	32
合　計	36	53

貸出金の使途別残高

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	59,451	46.0%	61,571	45.0%
運転資金	69,729	53.9%	75,009	54.9%
合　　計	129,180	100.0%	136,581	100.0%

貸出金の業種別内訳

（単位：先数、百万円）

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	326	8,144	6.3%	321	7,729	5.6%
農業、林業	38	506	0.3%	40	575	0.4%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1,065	0.8%	2	942	0.6%
建設業	635	11,013	8.5%	720	11,890	8.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	23	2,709	2.0%	23	2,496	1.8%
情報通信業	22	540	0.4%	26	635	0.4%
運輸業、郵便業	90	3,609	2.7%	105	3,551	2.5%
卸売業、小売業	477	10,175	7.8%	497	10,631	7.7%
金融業、保険業	25	4,288	3.3%	28	4,239	3.1%
不動産業	312	26,295	20.3%	334	29,124	21.3%
物品賃貸業	7	286	0.2%	8	232	0.1%
学術研究、専門・技術サービス業	42	725	0.5%	50	837	0.6%
宿泊業	10	1,838	1.4%	10	1,828	1.3%
飲食業	310	1,940	1.5%	335	2,376	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	141	1,917	1.4%	155	1,987	1.4%
教育、学習支援業	23	578	0.4%	27	1,024	0.7%
医療・福祉	115	6,848	5.3%	135	7,092	5.1%
その他のサービス	301	7,385	5.7%	332	7,542	5.5%
国・地方公共団体等	6	7,130	5.5%	5	9,584	7.0%
個人	6,435	32,181	24.9%	6,279	32,256	23.6%
合　計	9,341	129,180	100.0%	9,432	136,581	100.0%

（注）業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率・預証率

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
預貸率	期末	46.85%	49.19%
	期中平均	44.42%	46.84%
預証率	期末	17.88%	17.09%
	期中平均	17.74%	17.86%

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区　分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	398	875
危険債権	2,357	2,154
要管理債権	299	170
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	299	170
小　計　(A)	3,055	3,200
保全額　(B)	2,349	2,480
個別貸倒引当金 (C)	678	755
一般貸倒引当金 (D)	32	18
担保・保証等　(E)	1,638	1,706
保全率　(B)/(A)(%)	76.87%	77.49%
引当率　((C)+(D))/((A)−(E))(%)	50.15%	51.80%
正常債権　(F)	126,276	133,544
総与信残高　(A)+(F)	129,332	136,744

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7.「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8.「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9.「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
令和5年度	一般貸倒引当金	79	104	—	79	104
	個別貸倒引当金	761	678	43	718	678
	合　計	841	782	43	798	782
令和6年度	一般貸倒引当金	104	100	—	104	100
	個別貸倒引当金	678	755	1	676	755
	合　計	782	855	1	780	855

貸出金償却の額

(単位：百万円)

令和5年度	2
令和6年度	1

有価証券に関する指標

1.商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2.有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和5年度	国債	—	—	—	—	—	32,004	—	32,004
	地方債	100	396	395	316	197	2,659	—	4,066
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	107	118	528	1,254	470	278	—	2,757
	株式	—	—	—	—	—	—	124	124
	外国証券	—	495	997	282	384	2,699	2,615	7,475
	その他の証券	—	690	433	315	129	79	1,222	2,869
	合計	207	1,700	2,355	2,168	1,181	37,722	3,962	49,297
令和6年度	国債	—	—	—	—	—	31,128	—	31,128
	地方債	99	482	96	279	1,086	1,671	—	3,716
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	98	18	997	715	447	260	—	2,537
	株式	—	—	—	—	—	—	111	111
	外国証券	498	992	200	160	300	2,699	2,590	7,441
	その他の証券	80	414	192	581	—	81	1,172	2,523
	合計	778	1,907	1,486	1,737	1,834	35,841	3,874	47,459

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	32,004	29,153	31,128	32,654
地方債	4,066	4,390	3,716	4,236
短期社債	—	—	—	—
社債	2,757	2,855	2,537	2,803
株式	124	112	111	118
外国証券	7,475	7,655	7,441	7,656
その他証券	2,869	6,342	2,523	3,339
合計	49,297	50,510	47,459	50,809

有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	100	101	1	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	110	10	100	102	2
	小計	200	212	12	100	102	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	24,476	23,283	△1,192	24,559	21,096	△3,462
	地方債	—	—	—	200	191	△8
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	3,099	2,851	△248	3,099	2,650	△448
	小計	27,576	26,135	△1,441	27,859	23,938	△3,920
合計		27,776	26,347	△1,428	27,959	24,040	△3,918

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.その他有価証券

(単位：百万円)

	種　類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差　額	貸借対照表計上額	償却原価	差　額
貸借対照表計上額が償却原価を超えるもの	株式	43	36	7	―	―	―
	債券	892	886	5	9	9	0
	国債	―	―	―	―	―	―
	地方債	693	688	4	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	198	198	0	9	9	0
	その他	583	537	46	577	538	39
	小　計	1,519	1,460	58	586	547	39
貸借対照表計上額が償却原価を超えないもの	株式	―	―	―	29	36	△7
	債券	13,359	14,567	△1,207	12,614	14,773	△2,158
	国債	7,527	8,427	△899	6,568	8,133	△1,564
	地方債	3,272	3,500	△227	3,516	3,937	△420
	短期社債	―	―	―	―	―	―
	社債	2,559	2,639	△80	2,528	2,702	△173
	その他	6,556	7,485	△929	6,181	6,945	△763
	小　計	19,915	22,052	△2,136	18,825	21,754	△2,929
合　計		21,435	23,513	△2,078	19,412	22,302	△2,889

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式	―	―
非上場株式	80	82
その他の証券	6	6

金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3.その他の金銭の信託

該当ございません。

デリバティブ取引

1.金利関連取引

該当ございません。

2.通貨関連取引

該当ございません。

3.株式関連取引

該当ございません。

4.債券関連取引

該当ございません。

5.商品関連取引

該当ございません。

6.クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	115

(注)1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」97百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は 、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

単体における自己資本の充実に関する開示

1.自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

単体自己資本比率

（単位：百万円）

項　目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,207	5,456
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,549	1,547
うち、利益剰余金の額	3,673	3,924
うち、外部流出予定額（△）	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	104	100
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	104	100
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	5,311	5,556
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	34	35
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	35
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	246	209
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	48	43
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る10％基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る15％基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	328	289
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,982	5,267
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,312	84,312
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	―	―
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額		―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	5,697	5,393
信用リスク・アセット調整額	―	
フロア調整額		―
オペレーショナル・リスク相当額調整額	―	―
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	87,010	89,706
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	5.72％	5.87％

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	81,312	3,252	84,312	3,372
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	78,366	3,134	81,419	3,256
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,058	162	4,857	194
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			580	23
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	30,879	1,235	19,721	788
中小企業等向け及び個人向け	19,627	785		
中堅中小企業等向け及び個人向け			11,092	443
トランザクター向け			133	5
抵当権付住宅ローン	3,862	154		
不動産取得等事業向け	7,518	300		
不動産関連向け			36,018	1,440
自己居住用不動産等向け			7,804	312
賃貸用不動産向け			23,283	931
事業用不動産関連向け			4,678	187
その他不動産関連向け			250	10
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
三月以上延滞等	144	5		
延滞等向け			1,727	69
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			69	2
取立未済手形	15	0	14	0
信用保証協会等による保証付	951	38	1,296	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	134	5		
出資等のエクスポージャー	134	5		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			131	5
上記以外	11,153	446	6,471	258
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,731	69	1,688	67
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,066	42	1,134	45
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,355	334	3,648	145

（単位：百万円）

			令和5年度		令和6年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	証券化	STC要件適用分	—	—	—	—
		非STC要件適用分	—	—		
		短期STC要件適用分			—	—
		不良債権証券化適用分			—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分			—	—
	再証券化		—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,946	117	2,892	115
	ルック・スルー方式		2,946	117	2,892	115
	マンデート方式		—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）		—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）		—	—	—	—
	フォールバック方式（1250%）		—	—	—	—
	④未決済取引				—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）		—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
ロ.	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		5,697	227	5,393	215
	BI				3,595	
	BIC				431	
ハ.	単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）		87,010	3,480	89,706	3,588

（注）1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」、（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念手続等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用格付制度を導入しております。また、信用リスクの計量化に対するインフラ整備を進めております。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&P グローバル・レーティング(S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー		延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	271,732	240,778	129,332	137,831	40,086	4,863	—	—	270		3,398	
国外	4,862	39,596	—	—	4,862	39,596	—	—	—		—	
地域別合計	276,594	280,374	129,332	137,831	44,948	44,460	—	—	270		3,398	
製造業	8,229	7,887	8,229	7,887	—	—	—	—	21		493	
農業、林業	543	618	543	618	—	—	—	—	4		14	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,067	943	1,066	942	—	—	—	—	—		—	
建設業	11,898	12,993	11,898	12,993	—	—	—	—	156		800	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,711	2,504	2,711	2,504	—	—	—	—	—		—	
情報通信業	572	667	542	636	—	—	—	—	—		111	
運輸業、郵便業	3,697	3,692	3,661	3,656	—	—	—	—	—		101	
卸売業、小売業	10,498	11,018	10,477	10,996	—	—	—	—	35		1,245	
金融業、保険業	101,334	96,733	4,305	4,327	1,602	1,602	—	—	—		—	
不動産業	26,866	29,721	26,866	29,721	—	—	—	—	11		235	
物品賃貸業	286	232	286	232	—	—	—	—	—		—	
学術研究、専門・技術サービス業	774	908	774	908	—	—	—	—	—		—	
宿泊業	1,839	1,829	1,839	1,829	—	—	—	—	—		—	
飲食業	2,174	2,641	2,174	2,641	—	—	—	—	3		99	
生活関連サービス業、娯楽業	2,181	2,315	2,181	2,315	—	—	—	—	—		20	
教育、学習支援業	587	1,030	587	1,030	—	—	—	—	—		—	
医療・福祉	7,373	7,563	7,373	7,563	—	—	—	—	—		—	
その他のサービス	7,658	7,881	7,641	7,865	—	—	—	—	0		14	
国・地方公共団体等	47,407	49,464	7,138	9,598	40,244	39,755	—	—	—		—	
個人	29,030	29,561	29,030	29,561	—	—	—	—	36		261	
その他	9,862	10,164	2	—	3,101	3,102	—	—	—		—	
業種別合計	276,594	280,374	129,332	137,831	44,948	44,460	—	—	270		3,398	
1年以下	17,031	28,881	16,715	17,976	207	699	—	—				
1年超3年以下	17,267	8,322	6,244	6,812	1,013	1,509	—	—				
3年超5年以下	11,584	11,285	9,652	9,945	1,932	1,339	—	—				
5年超7年以下	16,843	15,422	14,967	14,212	1,876	1,210	—	—				
7年超10年以下	23,317	28,193	19,230	23,192	1,078	1,993	—	—				
10年超	101,147	102,741	62,307	65,033	38,839	37,708	—	—				
期間の定めのないもの	89,402	85,527	214	658	—	—	—	—				
残存期間別合計	276,594	280,374	129,332	137,831	44,948	44,460	—	—				

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することおよび業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P9の「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同様です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	30	27	10	7	8	0	6	1	27	32	0	0
農業、林業	—	—	—	7	—	—	—	—	—	7	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	246	210	3	63	12	0	26	33	210	240	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	24	24	18	—	—	—	1	24	40	—	—
卸売業、小売業	318	272	6	27	11	1	40	28	272	270	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	134	106	0	0	10	—	18	8	106	98	1	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	18	15	—	2	—	—	2	1	15	16	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	7	7	—	—	—	—	0	7	7	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3	5	2	5	—	—	0	0	5	9	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	10	8	—	23	—	—	1	0	8	31	—	—
合　計	761	678	56	155	43	1	96	76	678	755	2	1

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,857	—	2,857	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	102,192	—	102,192	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	13,832	—	13,832	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	158	—	158	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	54	—	54	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	264	—	264	—	20	7
地方三公社向け	2,597	—	2,597	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	25,033	—	25,033	—	4,857	19
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,604	—	2,604	—	580	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	26,411	1,567	25,390	149	19,721	77
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,528	9,290	18,891	501	11,092	57
トランザクター向け	—	7,782	—	353	133	37
不動産関連向け	53,283	—	53,210	—	36,018	67
自己居住用不動産等向け	20,629	—	20,602	—	7,804	37
賃貸用不動産向け	27,543	—	27,525	—	23,283	84
事業用不動産関連向け	4,689	—	4,665	—	4,678	100
その他不動産関連向け	420	—	417	—	250	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,466	17,273	1,456	1	1,727	118
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	141	—	141	—	69	48
取立未済手形	74	—	74	—	14	20
信用保証協会等による保証付	25,351	50,592	25,351	5	1,296	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	131	—	131	—	131	100
合　計					74,948	

（注）1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2,857															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	102,192															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	13,832															
外国の中央政府等以外の公共部門向け	158															
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け	54															
我が国の政府関係機関向け	64	200														
地方三公社向け	2,597															
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				24,426		607										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				2,004		600										
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,401			200		500										
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け												353				
トランザクター向け												353				
不動産関連向け				1,257	649	2,659		857	0	1,309		3,918	1,933		2,174	
自己居住用不動産等向け				1,257	649	1,580			0	1,309			1,933			
賃貸用不動産向け						1,079		857				3,918			1,756	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け															417	
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													30			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				74												
信用保証協会等による保証付		25,356														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合　計	124,157	25,556		25,958	649	3,767		857	0	1,309		4,271	1,963		2,174	

（注）最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金																2,857
我が国の中央政府及び中央銀行向け																102,192
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																13,832
外国の中央政府等以外の公共部門向け																158
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																54
我が国の政府関係機関向け																264
地方三公社向け																2,597
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																25,033
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																2,604
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				18,546			3,891									25,540
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		17,337					1,702									19,393
トランザクター向け																353
不動産関連向け	15,183	3,567			148			16,359	2,923			267				53,210
自己居住用不動産等向け	13,858	13														20,602
賃貸用不動産向け		3,554						16,359								27,525
事業用不動産関連向け	1,325				148				2,923			267				4,665
その他不動産関連向け																417
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							729					698				1,458
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							141									141
取立未済手形																74
信用保証協会等による保証付																25,356
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													131			131
合　計	15,183	20,904		18,546	148		6,465	16,359	2,923			965	131			272,297

（注）最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	158	146,583
10%	—	9,715
20%	33,261	77
35%	—	10,116
50%	9,763	147
75%	—	17,480
100%	—	48,292
150%	—	78
200%	—	—
250%	—	919
1,250%	—	—
その他	—	—
合　計	43,182	233,411

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	180,963	50	0	180,948
40～70%	24,569	7,784	10	24,903
75%	21,351	1,494	13	20,904
80%	—	—	—	—
85%	19,352	265	10	18,546
90～100%	10,928	1,315	10	10,802
105～130%	19,307	—	—	19,282
150%	964	15	10	965
250%	1,037	—	—	1,037
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	5,824	—	—	5,824
合　計	284,299	10,925	10	283,216

（注）1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明と理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては「融資事務取扱規程」等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める規定等により、適切な取扱に努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,037	5,393	24,873	26,026	―	―

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は投資家であります。当該投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、リスク管理部において、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、ALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&P グローバル・レーティング(S&P)

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エスクポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b.再証券化エクスポージャー

該当ございません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b.再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません。

7. オペレーショナルリスクに関する事項

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務処理態勢の整備やシステムの稼動および法務チェックなどが適切に運用されていないこと、または自然災害や事務センターが運営するシステムの障害により、当金庫が経営上直面するリスク」と捉え、「オペレーショナルリスク管理規程」においてリスク管理の基本方針や管理態勢などを定めております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

上場株式等に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。

なお、取引に当たっては当金庫が定める「資金運用規程」「有価証券等運用方針書」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区　分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	43	43	29	29
非上場株式等	1,088	1,088	1,090	1,090
合　　計	1,132	1,132	1,119	1,119

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
売　却　益	97	0
売　却　損	0	—
償　　却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	7	△7

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,365	5,824
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

金利リスクは、全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。通貨については、当金庫の重要な金利リスクを有する日本円及び米ドルを管理対象としております。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標である⊿EVE及び期間損益変化の指標である⊿NIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理部が月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(2)金利リスクの算定方法の概要

A.開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年としております。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみを単純合算しております。

(f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、⊿EVEと⊿NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2025年3月末の⊿EVEは6,918百万円(前期比△534百万円)、⊿NIIは18百万円(前期比△44百万円)となっております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(金利リスク(⊿EVE)/自己資本の額)の結果は131.343%となっております。

B.信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本等に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、リスク管理部がALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末
1	上方パラレルシフト	6,918	7,452	18	62
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	6,200	6,778		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,918	7,452	18	62
		ホ		ヘ	
		令和6年度末		令和5年度末	
8	自己資本の額	5,267		4,982	

信金中央金庫

～ 信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

平成12年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量
32兆円

会員数
254金庫

役職員数
1,297人

拠点数
国内14拠点
海外　6拠点

当期純利益
405億円

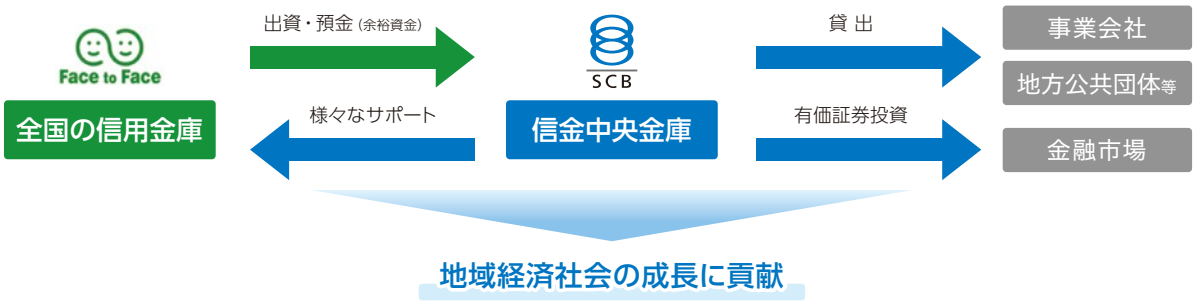
自己資本比率（連結）
23.40%

※令和7年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、国内有数の機関投資家として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融商品や事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

（令和7年3月末時点）

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	—
日本格付研究所	AA	安定的	—

2025

TOCHIGI SHINKIN ANNUAL REPORT



■店舗一覧

本店営業部	〒328-0015 栃木市万町9番28号	0282(23)7111
駅前支店	〒328-0043 栃木市境町21番22号	0282(23)7575
東支店	〒328-0027 栃木市今泉町2丁目8番33号	0282(27)7811
大平町支店	〒329-4404 栃木市大平町富田1482番地5	0282(43)2540
藤岡支店	〒323-1104 栃木市藤岡町藤岡1172番地	0282(62)4111
都賀支店	〒328-0111 栃木市都賀町家中2332番地9	0282(27)1711
岩舟支店	〒329-4307 栃木市岩舟町静1156番地1	0282(55)2320
思川支店	〒323-0041 小山市大字大行寺974番地10	0285(25)1111
おもちゃのまち支店	〒321-0205 下都賀郡壬生町若草町1番31号	0282(86)1711
佐野南支店	〒327-0827 佐野市北茂呂町1番地11	0283(20)5222
宇都宮営業部	〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番4号	028(633)2111
桜通り支店	〒320-0043 宇都宮市桜2丁目7番16号	028(625)4131
滝谷町支店	〒320-0847 宇都宮市滝谷町13番13号	028(634)1272
江曽島支店	〒321-0162 宇都宮市大和1丁目8番24号	028(658)8808
雀宮支店	〒321-0134 宇都宮市高砂町1番9号	028(653)1611

令和7年6月末現在

栃木信用金庫

〒328-0015 栃木県栃木市万町9番28号
Phone.0282-23-7117
https://www.shinkin.co.jp/tochigi

発行：令和7年7月　栃木信用金庫　総務人事部